平成 25 年 2 月 14 日

各　位

上場会社名	株式会社イトーヨーギョー
代表者	代表取締役社長　畑 中　浩
(コード番号	5287)
問合せ先責任者	取締役管理部長　霞　良 治
(TEL	06-4799-8850)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 14 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議しましたのでお知らせいたします。

記

１．単元株式数の変更について

（１）変更の理由

投資家の皆様に、より投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と、個人投資家を中心とした投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を見直し、売買単位の引き下げを行うものであります。

（２）変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

（３）変更予定日

平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）

２．定款の一部変更について

（１）変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

（２）変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更後
（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、 1,000株とする。 （新設）	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、 100株とする。 附則 第８条の変更は、平成25年４月１日から効力を生じるものとする。なお、本附則は、第８条の変更の効力発生日をもって削除する。

【ご参考】

上記変更に伴い、平成25年４月１日（月曜日）をもちまして、大阪証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

以 上